

第23回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年4月24日(金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

場所

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル2階

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

議決権行使期限

2026年4月23日(木曜日)
午後5時30分まで

決議事項

議案 剰余金の処分の件

アップコン株式会社

証券コード：5075

証券コード 5075

2026年4月9日

(電子提供措置の開始日 2026年4月2日)

株 主 各 位

川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
K S P 東 棟 6 1 1

ア ッ プ コ ン 株 式 会 社

代表取締役社長 松 藤 展 和

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

メニューより「IR情報」、「IRライブラリ」、「株主総会関連資料」を選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（トップページ） <https://www.upcon.co.jp/>



電子提供措置事項は、上記のほか、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年4月23日（木曜日）午後5時30分までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 日 時 2026年4月24日（金曜日）午前10時00分
2. 場 所 川崎市川崎区駅前本町11-2川崎フロンティアビル2階
3. 会議の目的事項
報告事項 第23期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**議決権を行使することができる株主様以外**(株主様ではない代理人及び同伴の方など)はご入場いただけませんので、ご注意ください。ただし、お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名古屋証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ①事業報告「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 従いまして、本書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、業績に基づいた株主還元を考慮する一方、盤石な企業体質づくりに寄与する研究開発や競争力強化への体制整備等、安定成長に向けた資金使途をも勘案しております。当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当に特別配当を加えて以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円00銭

(普通配当6円00銭、特別配当6円00銭、総額50,842,824円)

③剰余金の配当が効力を生じる日

2026年4月27日

以上

事業報告

2025年2月1日から

2026年1月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年2月1日～2026年1月31日）における我が国経済は、米国によるトランプ政権関税政策の影響により金融・為替・物価などの各分野で予想外の展開となりました。金融業界では高市政権の安定運営が歓迎され、日経平均株価が過去最高を更新し個人投資家による投資意欲が高まりました。為替は円安傾向が今後も続く予想されインバウンド需要は継続的に維持されると予想します。物価は上昇傾向が続いておりさらに加速する傾向にあり企業側は価格転換をうまくこなしていく必要があります。個人消費は賃金上昇や雇用拡大が今後も維持され、底堅く推移すると予想されております。国内GDP成長率は前年比1.2%程度高まりました。日本経済はインフレ経済の好循環により、デフレを脱却したと思われれます。

建設業界では民間企業の設備投資の拡大が下支えとなり、引き続き高水準で推移すると思われれます。公共事業では国内インフラ事業として政府が掲げた国土強靱化政策や、防衛費予算の増加により拡大傾向が今後も続く予想されます。今後は、資材等の価格高騰がより加速し建設業界内で生産性や業務効率化及びDX化が一層強く求められております。また、建設業就業者の高齢化が進行しており中長期的な人材確保の必要性や法改正による労働時間の制限及び有給休暇取得の確保など労働環境改善が他社との比較材料に上げられ福利厚生面での差別化が求められております。

このような状況のもと、当社におきましては大型案件の受注を複数獲得し、営業活動面においては社内資料のDX化、調査無料キャンペーンが好評により期間延長などを行いつつ、IR活動では福岡や名古屋及び初の地元開催となった横浜での個人株主様への企業説明会及びウレタンを使用したデモンストラーションなどを行いアップコン工法の知名度・認知度向上に尽力してまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,387,514千円(前年同期比16.1%増)、営業利益420,606千円(前年同期比26.7%増)、経常利益428,983千円(前年同期比27.1%増)、当期純利益304,490千円(前年同期比24.5%増)となり売上高及び各段階利益ともに過去最高益を更新することができました。

なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資

当事業年度の設備投資等の総額は、249,549千円であります。その主なものは、研究施設兼倉庫の建設用地としての土地及び建設仮勘定であります。

・土地：228,462千円

・建設仮勘定：17,445千円

③資金調達

当事業年度において実施しました資金調達は、金融機関より土地購入資金として、221,000千円の新規借入による資金調達を行いました。

④重要な組織再編成等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第20期	第21期	第22期	第23期 (当事業年度)
決算年月	2023年1月	2024年1月	2025年1月	2026年1月
売上高 (千円)	917,223	852,483	1,194,781	1,387,514
経常利益 (千円)	178,139	94,139	337,649	428,983
当期純利益 (千円)	116,228	67,590	244,521	304,490
1株当たり当期純利益 (円)	29.59	16.06	58.04	72.01
純資産額 (千円)	1,230,899	1,289,212	1,539,065	1,858,822
総資産額 (千円)	1,392,856	1,334,486	1,792,760	2,322,724
自己資本比率 (%)	88.4	96.6	85.8	80.0

(注1) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(注2) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①人材の確保及び育成

新しい技術及び新しい工法を継続的に研究開発していくためには、優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、特殊ウレタンを使用した工法という点で、材料メーカーとの緊密な連携と有益な情報交換が重要であり、技術、開発及び営業メンバーにおいても、専門知識を備えた人材の育成が不可欠であると考えております。

②収益基盤の拡充及び強化

当社は、沈下修正分野以外の新規分野開拓により、将来にわたって収益基盤を強化していくことが課題の一つと考えております。そのために、中長期的な視点で研究開発及びM&Aを進め早期の事業化と新しいマーケットの創出を行ってまいります。

③コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化や内部統制システムの整備、また各取締役を管掌役とした組織構築を行います。

④ブランディングの強化及び知名度の向上

当社の今後の成長のためには、当社の社名でもある「アップコン工法」のブランド力や知名度をアップさせることが重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規諸外国への進出を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、PR活動及びIR活動に取り組んでまいります。

⑤海外展開

新規顧客開拓のため、現地視察・調査や情報収集を積極的に実施しています。ベトナムのLac viet社には、当社の社員がアップコン工法の施工指導を直接行っております。今後はマーケティング活動の強化を実施し、さらなる展開を推進してまいります。

⑥リスクマネジメントの強化

感染症ウイルスや自然災害などの予期せぬ大規模災害などにより、営業体制や施工機材に支障がないよう対応するべく社内インフラの定期的な見直しを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容

当社は、「健康第一」「安全第一」「家庭第一」という基本理念のもと、スピードと環境を重視した経営を行い、社会貢献度の高い研究開発型企業となることを経営方針としています。工場・倉庫・店舗(商業施設)や、一般の住宅などの建物において、地震や地盤の不同沈下(注1)を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙・空洞を完全ノンフロン(注2)のウレタン樹脂及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

従来、コンクリート床の沈下修正は、既設のコンクリート床を取り壊し、新たなコンクリート床を打設するコンクリート打替え工法などが用いられてきましたが、アップコン工法では、既設のコンクリート床を破壊するなどの大規模な解体工事が不要であり、また機械や荷物の撤去・移動・引越し作業も必要としないことから、操業や営業を止めることなく短期間でコンクリート床の傾きを修正することを可能としております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、公共工事業として道路・港湾・空港エプロンなどに生じた段差の修正や空隙・空洞充填なども行っております。

また、当社では新たな事業展開推進のため、複数のプロジェクトを進行させ、発泡ウレタン樹脂を用いた新工法・新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には産官学連携で共同開発した新工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

軟弱地盤の多い我が国において、ウレタン樹脂を使用した沈下修正工事を行うことで、大量生産、大量消費を特徴としてきたこれまでの「フロー型社会」から、工場・倉庫・店舗(商業施設)、住宅などの建物構造物や、道路・港湾・空港などの社会インフラを長寿命化させることによって、持続可能で豊かな社会を実現する「ストック型社会」の形成に貢献しています。

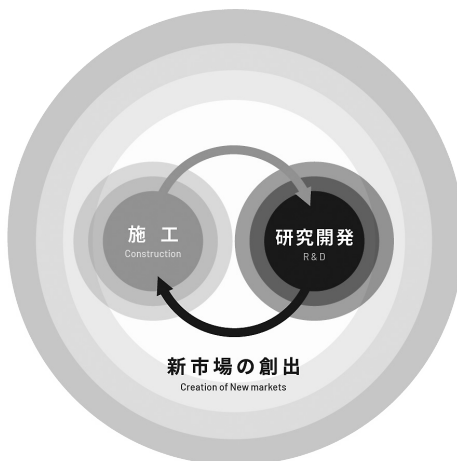
当社は、硬質発泡ウレタン樹脂(注3)の用途開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を拡大していきます。

(注1) 構造物に生ずる沈下量のうち、対象とする領域の最大沈下量と最小沈下量との差。

(注2) 日本工業規格(JIS) A9526：2015において、オゾン破壊係数(OPD)が0、かつ、地球温暖化係数(GWP)が50未満である発泡剤ハイドロフルオロオレフィン(HFO)を使用した処方技術では、ハイドロフルオロオレフィン(HFO)はフロン類には該当しないと明記。

(注3) A液(ポリオール)とB液(ポリイソシアネート)の2液により、短時間で液体→クリーム状態→ゲル状態→固体と化学反応により状態を変えながら形成される樹脂。

アップコンのビジネスモデル



当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はいたしません。以下に施工対象別に「民間事業」と「公共事業」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

(イ)民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場・倉庫・店舗(商業施設)のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

a. 工場・倉庫・店舗(商業施設)

工場床下に空隙・空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を、業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

b. 住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に居住したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

c. その他

施工に先立っての調査や、マンションのエントランス及び事務所等の建物構造物の沈下修正工事が含まれます。

(ロ)公共事業

我が国の農業用水路、道路、港湾、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法の応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

a. 農業用水路・導水路トンネルウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路トンネルなどの機能を回復し突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

b. 道路・橋梁部踏み掛け版下に生じた空洞・空隙充填工事

高速道路・国道他で多用されているコンクリート舗装版に生じた様々な変状(沈下/段差・バタつき・空洞/空隙)を専用開発した高強度ウレタン樹脂を使用して、開削せずに短工期で修正します。短工期であるため、交通規制の早期開放を実現する工法です。また、変状を修正するだけでなく表層路盤のゆるみも解消できる工事です。

c. 港湾

地震や地盤沈下によって生じた港湾の岸壁部のコンクリート舗装版の段差やコンテナターミナル内のRTG(タイヤ式門型クレーン)走行路盤に生じた沈下・段差も夜間工事のみなど短工期で修正できる工事です。

d. その他

地震や地盤沈下によって生じた空港エプロンの段差・沈下、防衛施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きをウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

①主要な営業所

本社 神奈川県川崎市

②使用人の状況

使用人数 49名 (前事業年度末比 2名増)
平均年齢 38.2歳
平均勤続年数 8.5年

(7) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	221,000千円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 15,592,800株

(注) 2025年10月1日付けにて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は、10,395,200株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 4,237,200株

(注) 2025年10月1日付けにて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行済株式の総数は、2,824,800株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 892名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
松藤 展和	2,153,700 株	50.83 %
アクアプレコン株式会社	450,000 株	10.62 %
松藤 真弓	180,000 株	4.24 %
松藤 花梨	180,000 株	4.24 %
松藤 南輝	180,000 株	4.24 %
小川 由晃	85,500 株	2.01 %
株式会社エルツ	72,700 株	1.71 %
前山 満	61,000 株	1.43 %
飯塚 朋子	48,200 株	1.13 %
平井 斉己	43,300 株	1.02 %

(注1) 持株比率は自己株式(298株)を控除して計算しております。

(注2) 当社は、2025年10月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記持株数については当該株式分割後の株式数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	24,000 株	3 名
社外取締役	— 株	— 名
監査役	— 株	— 名

(注1) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「6.(4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(注2) 当社は、2025年10月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記株式数については当該株式分割後の株式数を記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の処分については、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うこととしております。

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本として考えており、第23期事業年度の配当につきましては、1株につき12円(普通配当6円00銭、特別配当6円00銭)としております。この結果、第23期事業年度の配当性向は16.7%となっております。なお、当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株式分割を行わなかったと仮定した場合の1株当たりの配当金は36円(普通配当18円00銭、特別配当18円00銭)となります。

内部留保資金の用途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための研究開発や競争力の強化及び市場のニーズに応える体制の整備及び確立に向け有効活用してまいり所存であります。

また、自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

5. 会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
松藤 展和	代表取締役社長	
川口 宏二	取締役 営業本部 本部長	
和田 進一	取締役 管理本部 本部長	
桑田 豪	取締役	一級建築士事務所 桑田豪建築設計事務所 代表
大内 祐	取締役	大内公認会計士事務所 代表
飯塚 朋子	常勤監査役	
江間 哲郎	監査役	
俣野 和仁	監査役	俣野公認会計士事務所 代表 Blue Works Group株式会社 代表取締役 税理士法人Blue Works Tax 代表社員 Blue Works Accounting株式会社 代表取締役 南富士有限責任監査法人 代表社員

(注1) 取締役桑田豪氏及び取締役大内祐氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏及び監査役俣野和仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注3) 常勤監査役飯塚朋子氏は、司法書士（有資格者）として企業法務に精通しており、専門的な知見を有するものであります。

監査役江間哲郎氏は、会計事務所において長きにわたって会計コンサルタント業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役俣野和仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注4) 取締役桑田豪氏、取締役大内祐氏、常勤監査役飯塚朋子氏、監査役江間哲郎氏、監査役俣野和仁氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役桑田豪氏及び大内祐氏並びに社外監査役飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社「役員報酬規程」に定めております。

取締役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、職責や役位に応じて支給することとしております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法は、業績及び今後の見通し並びに各取締役の業務執行状況を勘案し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議した上で、決定しております。当事業年度におきましては、2025年4月25日開催の臨時取締役会にて、2025年5月1日からの各取締役報酬額につき、各取締役の担当に照らして、全社及び部門別の業績達成度と役割達成度を俯瞰的に評価できると判断し、代表取締役社長松藤展和に一任することを決議し、決定いたしました。

また当社は、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2023年4月25日開催の第20回定時株主総会において、上記報酬額とは別に、譲渡制限付株式報酬制度について決議しております。当事業年度における具体的な支給時期及び配分につきましては、2025年5月19日開催の取締役会にて協議し、決定しております。

監査役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。当事業年度におきましては、2025年4月25日監査役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	86,400 (4,800)	76,800 (4,800)	—	9,600 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,360 (12,360)	12,360 (12,360)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	98,760 (17,160)	89,160 (17,160)	—	9,600 (—)	8 (5)

(注1) 取締役の報酬限度額は、2018年7月4日開催の臨時株主総会において、年額金200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であります。

また、金銭報酬とは別に、2023年4月25日開催の第20回定時株主総会において、譲渡制限株式報酬の額として年額25,000千円以内、株式数の上限を年20,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（社外取締役を除く）であります。

監査役の報酬限度額は、2018年7月4日開催の臨時株主総会において、年額金50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。

(注2) 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度の費用計上額は、取締役3名9,600千円であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

重要な兼職の状況については「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	桑田 豪	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、議長として、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保に努めております。また、研究開発プロジェクト等について建築設計の専門家としての立場から発言を行っております。
取締役	大内 祐	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保に努めております。また、財務及び会計について公認会計士としての立場から発言を行っております。
監査役	飯塚 朋子	当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会14回中14回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	江間 哲郎	当事業年度開催の取締役会18回中17回、監査役会14回中14回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審議の疑問点を明らかにするための発言を行っております。
監査役	俣野 和仁	当事業年度開催の取締役会18回中18回、監査役会14回中14回出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための提言及び議案審査の疑問点を明らかにするための発言を行っております。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、社外役員連絡会を月に1回程度開催し、社外役員の当社についての理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

7. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 みおぎ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 18,000千円

(注1) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

8. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。

②文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。
- ②職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

(4) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①役職員が共有すべき「経営理念」、「経営方針」、「クレド」を制定し、法令等の遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。
- ②取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」を始めとする社内諸規程に従い、重要事項を決定するとともに、法令等遵守の状況に関する報告体制を確立する。
- ③「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を定め、管理部を統括部署として、経営会議が適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る。
- ④社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規定の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- ⑤財務に関する社内規程を整備し、財務報告の適正性、信頼性を確保するための体制の充実を図る。
- ⑥社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察などの外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。全役職員の行動規範として「反社会的勢力対応規程」を制定して徹底を図る。
- ⑦法令・定款・社内諸規定に違反する行為を発見して是正することを目的に、社内に内部通報窓口を設けるとともに、社外窓口も設置する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ②当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役が行う。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ①取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ②監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・ 監査役から要請のあった全ての会計に関する情報
 - ・ 監査役から要請のあった全ての業務に関する情報
- ③取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又はそのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとする。

(8) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報をしたことを理由として通報者に対し不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとする。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することにする。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。
- ②監査役は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- ③監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性を確保する。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいて以下のとおり具体的な取り組みを行いました。

- (1) 取締役会は、原則月1回の定時取締役会その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の業務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全ての取締役会に出席しております。
- (2) 監査役は、原則月1回の定時監査役会その他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査室、監査法人との間で意見交換を実施するなど、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施しております。

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,648,916	流 動 負 債	260,643
現 金 預 金	1,330,406	工 事 未 払 金	22,630
受 取 手 形	18,853	1年内返済予定の長期借入金	22,104
完 成 工 事 未 収 入 金	153,847	リ ー ス 債 務	2,912
及 び 契 約 資 産		未 払 金	17,966
有 価 証 券	100,000	未 払 費 用	79,051
未 成 工 事 支 出 金	6,119	未 払 配 当 金	55
材 料 貯 蔵 品	12,748	未 払 法 人 税 等	72,820
前 払 費 用	22,829	未 払 消 費 税 等	28,120
そ の 他	4,112	未 成 工 事 受 入 金	137
固 定 資 産	673,808	預 り 金	14,843
有 形 固 定 資 産	262,917	固 定 負 債	203,258
建 物 ・ 構 築 物	1,631	長 期 借 入 金	198,896
機 械 ・ 運 搬 具	4,804	リ ー ス 債 務	4,362
工 具 器 具 ・ 備 品	4,587	負 債 合 計	463,902
土 地	228,462	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	5,985	株 主 資 本	1,798,091
建 設 仮 勘 定	17,445	資 本 金	80,450
無 形 固 定 資 産	27	資 本 剰 余 金	113,060
ソ フ ト ウ ェ ア	27	資 本 準 備 金	113,060
投 資 そ の 他 の 資 産	410,863	利 益 剰 余 金	1,604,750
投 資 有 価 証 券	352,916	利 益 準 備 金	1,890
長 期 前 払 費 用	6,021	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,602,859
差 入 保 証 金	18,583	別 途 積 立 金	6,000
保 険 積 立 金	29,711	繰 越 利 益 剰 余 金	1,596,859
繰 延 税 金 資 産	3,561	自 己 株 式	△168
そ の 他	67	評 価 ・ 換 算 差 額 等	60,731
資 産 合 計	2,322,724	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	60,731
		純 資 産 合 計	1,858,822
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,322,724

損益計算書

(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		
完 成 工 事 高	1,387,514	1,387,514
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価		476,491
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	911,022	911,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		490,416
営 業 利 益		420,606
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,947	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,474	
助 成 金 収 入	196	
そ の 他	231	11,849
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	635	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	203	
支 払 手 数 料	2,632	
そ の 他	0	3,472
経 常 利 益		428,983
税 引 前 当 期 純 利 益		428,983
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	131,148	
法 人 税 等 調 整 額	△6,654	124,493
当 期 純 利 益		304,490

株主資本等変動計算書

(自 2025年2月1日 至 2026年1月31日)

(単位:千円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	73,250	105,860	105,860	1,890	6,000	1,327,477	1,335,367	△124	1,514,352	
当期変動額										
新株の発行	7,200	7,200	7,200						14,400	
剰余金の配当						△35,107	△35,107		△35,107	
当期純利益						304,490	304,490		304,490	
自己株式の取得								△43	△43	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)										
当期変動額合計	7,200	7,200	7,200	—	—	269,382	269,382	△43	283,739	
当期末残高	80,450	113,060	113,060	1,890	6,000	1,596,859	1,604,750	△168	1,798,091	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	24,712	24,712	1,539,065
当期変動額			
新株の発行			14,400
剰余金の配当			△35,107
当期純利益			304,490
自己株式の取得			△43
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	36,018	36,018	36,018
当期変動額合計	36,018	36,018	319,757
当期末残高	60,731	60,731	1,858,822

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

材料貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。（ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備については、定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 8年～15年

機械・運搬具 2年～12年

工具器具・備品 2年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年です。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、主に沈下修正工事を行っております。それらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の進捗度に応じて収益認識をしております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）
 （一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を計上する方法における見積り）
 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	(千円)
	当事業年度
一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を計上する方法による完成工事高	31,829

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、契約ごとに期末日までに発生した原価が工事原価総額の見積りに占める割合に基づくインプット法を適用しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事原価総額の見積りについては、得意先の仕様や規格に応じた施工工程、施工日数、使用材料及び数量等の仮定により策定した実行予算に基づき算出しております。

工事収益総額の見積りについては、工事原価総額の見積りをもとに得意先との交渉経過も踏まえ算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

資材価格の変動、工事内容や施工方法の変更、契約金額の変更交渉、自然災害等予期せぬ事象の発生等、工事進捗中における様々な要因により主要な仮定が変動し、工事原価総額及び工事収益総額の見積りの見直しが行われることにより、翌事業年度に計上される完成工事高に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

土地	228,462千円
計	228,462千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	22,104千円
長期借入金	198,896千円
計	221,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 169,204千円

(3) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	18,853千円
完成工事未収入金	118,835千円
契約資産	35,012千円

(※) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	17,153千円
------	----------

(4) 流動負債「未成工事受入金」のうち、契約負債の残高 137千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,237,200 株

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 298 株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年4月25日 定時株主総会	普通株式	35,107	25	2025年1月31日	2025年4月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年4月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	50,842	12	2026年1月31日	2026年4月27日

(注)当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株式分割を行わなかったと仮定した場合の1株当たりの配当金は36円(普通配当18円00銭、特別配当18円00銭)となります。

③当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払賞与、未払事業税及び株式報酬費用であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。投資目的及び満期保有目的での有価証券にて資金運用するにあたっては、運用枠を設定し、通常の資金繰りを圧迫することのないよう投資を行っております。

デリバティブ取引は、一時的な余資の効率的な運用を図るために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①有価証券 満期保有目的の債券	100,000	99,846	△154
②投資有価証券 その他有価証券	352,916	352,916	—
資産計	452,916	452,762	△154
長期借入金	221,000	221,000	—
負債計	221,000	221,000	—

(※1) 「現金預金」、「受取手形」、「完成工事未収入金及び契約資産」、「工事未払金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金には1年内返済予定の残高を含めております。

(※3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	22,104	22,104	22,104	22,104	22,104	110,480
合計	22,104	22,104	22,104	22,104	22,104	110,480

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	54,800	—	—	54,800
投資信託	—	298,116	—	298,116
資産計	54,800	298,116	—	352,916

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99,846	—	99,846
資産計	—	99,846	—	99,846
長期借入金	—	221,000	—	221,000
負債計	—	221,000	—	221,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

社債は、取引金融機関から提示された価格により評価しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利であり、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	民間事業	公共事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	932,873	297,811	1,230,684
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	31,829	125,000	156,829
顧客との契約から生じる収益	964,703	422,811	1,387,514
外部顧客への売上	964,703	422,811	1,387,514

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	235,161	118,835
契約資産	—	35,012
契約負債	—	137

契約資産は、工事請負契約に基づき充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、流動負債の「未成工事受入金」に含まれており、工事請負契約における顧客からの未成工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額はありません。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	438円72銭
1株当たり当期純利益	72円01銭

(注)当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。株式分割を行わなかった場合の1株当たり純資産額は1,316円16銭、1株当たり当期純利益は216円03銭となります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

金額に関しては千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

アップコン株式会社
取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 山田 将文
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高野 将一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アップコン株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針・監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人みおぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

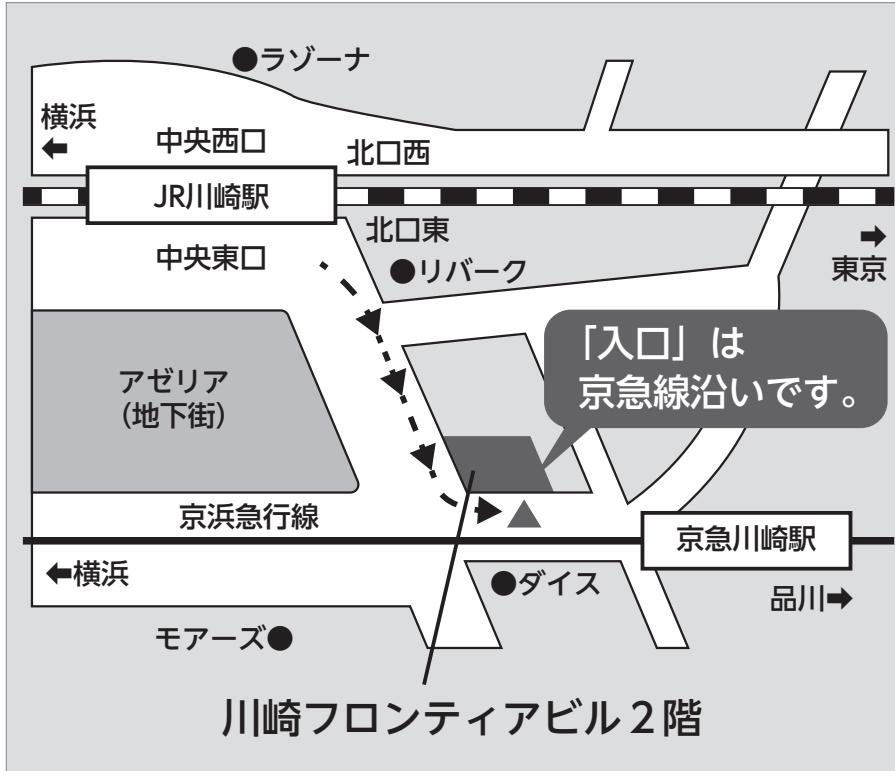
2026年3月19日

アップコン株式会社 監査役会
常勤社外監査役 飯塚 朋子 ㊟
社外監査役 江間 哲郎 ㊟
社外監査役 俣野 和仁 ㊟
以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル2階



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。